

お知らせ 11月12日～11月25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

国連が定める「女性に対する暴力撤廃国際日」である11月25日にあわせて、毎年11月12日から25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が全国的に実施されています。

本市においても、男女共同参画センター及び市役所総合センター1階南側通路(※)で11月1日から11月30日まで(※は11月2日から11月30日まで)女性に対する暴力防止の啓発展示を行い、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの配布などを行います。

今年のテーマは「性暴力を、なくそう」です。国では、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」としました。性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないことです。万が一、性犯罪・性暴力被害にあった場合は、一人で悩まず、まずは相談してください。

性暴力救援センター・大阪SACHICO 24時間ホットライン 072-330-0799

お知らせ 女性活躍推進法の一部が改正されました。

令和元年5月29日に女性活躍推進法を改正する法律が成立し、同年6月5日に公布されました。令和4年4月1日には一般事業主行動計画の策定義務が従業員数101人以上の事業主に拡大されます。

【令和2年6月1日施行の内容】

- ①女性活躍に関する情報公表が強化されます。行動計画策定義務がある事業主が対象になります。
- ②特例認定制度(プラチナえるぼし)が創設されます。現行の「えるぼし認定」より基準が高く、認定を取得した事業主は行動計画の策定義務が免除されます。

【令和4年4月1日施行の内容】

- ③一般事業主行動計画の策定義務が従業員301人以上から、101人以上の事業主へ拡大されます。事業主における女性活躍に関する計画的なPDCAサイクルを広く促すことが目的です。

報告 男女共同参画週間記念事業を開催しました。

毎年6月23日から6月29日までは男女共同参画週間です。

男性も女性も職場で、学校で、地域で、家庭で、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、行政だけでなく市民の皆さんとともに様々な取り組みを通じ、男女共同参画に対する理解を深めることを目指しています。

令和2年度のキャッチフレーズは「そっか。いい人生はいい時間の使い方なんだ」、「ワクワク・ライフ・バランス」でした。JR高槻駅南側人工デッキにポスターを掲示しました。

また、今年2020年は、1995年の第4回世界女性会議で「北京宣言・行動綱領」が採択されてから25年目の節目の年です。この行動綱領は現在も男女共同参画・女性活躍の国際的な基準となっています。男女共同参画センターでは同センター登録団体交流会と協働で学習会「みんなで学ぼう『北京+25』」及び「映画で見つけよう!わたしが選ぶ、わたしの人生 上映会『娘よ』(アフタートーク付)」を企画しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため学習会とアフタートークは中止、上映会のみ開催しました。「娘よ」のDVDは男女共同参画センターで貸出をしていますので、ぜひご覧ください。

